

特記仕様書

事業番号 令和8年度 第1号
事業名称 保育事業
事業場所 甲賀市信楽町小川（稗畑）
工種区分 森林整備B

第1条 本事業の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和7年10月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 本事業の施工にあたっては、『森林整備事業請負契約約款』（以下『約款』という。）、『治山事業における森林整備施行要領』（以下『要領』という。）および『「治山事業における森林整備施行要領」の運用等について』（以下『運用等』という。）を遵守すること。

第3条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

1. 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
2. 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
3. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第4条 受注者は、現場代理人と受注者との直接的な雇用関係を確認できるもの（健康保険証等の写し）を現場代理人等届に添付して提出すること。

第5条 表題に記載した工種区分により、約款第10条により設置する専門技術者は、要領第7条および運用等第11項に定める資格を有すること。

第6条 チェーンソーを使用する場合は、労働安全衛生規則等に基づき必要とされる資格等を有している者（労働安全衛生規則第36条第8号の2特別教育の修了者）を配置すること。また、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、下肢の切創防止用保護衣を着用すること（労働安全衛生規則第485条）。刈払機を使用する場合については、刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育を受けた者を配置し、『「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について』（昭和60年2月19日付け基発第90号厚生労働省通達）に基づく刈払機を使用すること。

第7条 「土木工事施工管理基準 治山・林道編（令和5年4月滋賀県琵琶湖環境部森林保全課）別表2（令和6年4月一部改定）」（以下「施工管理基準」という。）に定める各種別の工程にお

いて「適期がある」と記載されているものについて、施工適期を逸することなく施工を行うこと。また、当該特記仕様書に定めがない場合、着工前に監督員と協議し施工適期を確認すること。

なお、地形条件や気候等により当該特記仕様書に定める施工時期が適切でないと判断したときは、監督員と協議し調整を行うこと。

第8条 「治山事業における森林整備管理基準」に定める各種別の出来型測定基準において「プロット調査による。もしくは全数管理」と記載されているものについて、当該特記仕様書に「プロット調査」もしくは「全数管理」の定めがない場合、施工前に監督員と協議し管理方法を確認すること。

第9条

本工事は、発注者が完全週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式（完全週休2日工事である。

完全週休2日実施に関する事項は、別添「（土木工事版）週休2日取組指定型工事実施要領」に基づき、実施すること。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

取組の結果、完全週休2日が未達成であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。

なお、提出された施工計画書が完全週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に完全週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

第10条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（1） 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う工事である。

（2） 受注者は、施工計画書を提出する際に、本工事の工事期間中における真夏日の計測方法および観測箇所を明示すること。

（3） 真夏日とは日最高気温が **30℃**以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が **30℃**以上の場合とする。

（4） 工期とは、工事の始期日から終期日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、工事の始期日から着手日までの期間、工事の終期日より前 **20** 日間は含まない。

ただし、変更契約手続き上、「工事の終期日より **20** 日前の日」を真夏日率算出のための工期末とすることが困難な場合は、受発注者協議により別途定めた日を真夏日率算出のための工期末とすることができる。

（5） 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。

真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日日数 ÷ 工期

（6） 真夏日日数を確認後、現場管理費率を補正し、工事請負契約約款第 **24** 条の規定に基づき請負代金額を変更する。

第11条 共通仕様書に対する特記事項は、下記のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-26 工事中の安全確保

受注者は、森林土木工事安全施工技術指針（平成15年3月27日付け林野庁森林整備部長通知）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

1-1-34 諸法令の遵守

受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

1-1-40 保険の付保及び事故の補償

（法定外の労災保険の付保）

本事業において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第13編 治山編

第1章 治山共通

第3節 総則

1-3-2 施工管理（森林整備）

1. 第3編土木工事共通編第1章総則1-1-1-23に定めるものに優先して下記ページに掲載する施工管理基準にて管理を行うものとするものとする。なお、事業の種類、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/330214.html>

2. 施工管理基準表の出来型のうち、測定基準で、「プロット調査による。もしくは全数管理」とされている種別に関しては、原則として全数管理とすること。

なお、これにより難しい場合は発注者と協議により決定すること。

1-3-3 エネルギーの節減（環境負荷低減のクロスコンプライアンス関係）

1. 受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。

1-3-4 特定調達品目等（環境負荷低減のクロスコンプライアンス関係）

1. 受注者は使用する資材（材料および機材を含む。）の梱包および容器について、可能な限り簡易であって、再利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

1-3-5 諸法令の遵守（環境負荷低減のクロスコンプライアンス関係）

1. 「1-1-1-34 諸法令の遵守」に示すものの他、下記の諸法令についても遵守するものとする。
(82) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

第4章 森林整備

第3節 植栽工等

4-3-15 本数調整伐

1. 本数調整伐については、選木、伐倒、枝払、玉切、片付を実施すること。
2. 選木は劣勢木だけでなく、上層木からも選抜して林内の光環境の改善に寄与するよう計画すること。なお、選木した結果が設計数量と大きく異なる場合は、速やかに監督員と協議すること。
3. 伐採に当たっては残存木を損傷しないように伐倒方向を定め、かかり木を生じないように完全に倒伏させなければならない。
4. 伐倒木は2～3m に玉切りし、枝条とともに等高線に沿って適当な高さで棚積し、整理すること。特に、大雨時に流木による災害発生を予防するため、伐倒木を切り株等に引っかかるように置くなど工夫し、溪流部に伐倒木を放置しないこと。
5. 出来高管理は、ナンバーテープによる全数管理を行うものとする。また、写真管理を500本単位で行い、図面上に管理位置を落とすものとする。

第5節 保育

4-5-2 簡易施設

1. 筋工については、施工位置及び延長を計画し監督職員に報告のうえ承諾を得ること。出来高管理は位置図および出来高数量表を作成し提出すること。

その他特記事項

1. 刈払機は、作業中は腰バンドを使用するものとし、飛散防護装置を装着したものを使用するものとする。

また、刈払機の種類は肩掛式（腰バンド付）U字型ハンドルタイプのもので、スロットルレバーは固定式でなく、トリガー式スロットル装置を装着したものを推奨するものとする。

2. チェーンソーは、労働安全衛生法第 42 条の規定を満たした規格のチェーンソーを使用するものとする。

また、使用するチェーンソーの排気量が 40cc 以下の場合については、ソーチェーンの切断等による危険を防止するためハンドガードを備えており、キックバックを防止するための装置又はキックバックにともなう危険を防止するための装置を備えているものを推奨するものとする。

3. その他本仕様書に明示されていない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は、監督職員と協議することとする。

(土木工事版) 週休 2 日取組指定型工事 実施要領

1. 主旨

建設産業においても、ワーク・ライフ・バランスを促進するために、土木工事現場において週休 2 日の取組を指定する工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2. 概要

発注者が、週休 2 日の取組を指定する「週休 2 日取組指定型工事」を実施し、週休 2 日に取組んだ工事に対して、週休 2 日の取得に要する費用を計上する。

- 「週休 2 日取組指定型工事」の適用は、発注者が事前に入札公告等により明示する。
- 週休 2 日の取得に要する費用を計上する。
- 対象工事は、土木交通部が発注する全ての土木工事（災害復旧工事、単価契約工事、維持作業等を除く）とする。また、現地作業が 1 週間に満たない工事は対象外とする。
- 発注方式は次のとおりとする。
 - 発注者指定方式（完全週休 2 日）
 - 発注者が、完全週休 2 日に取り組むことを指定する。
- 建築課が発注する建築工事等については、別途定める実施要領による。

3. 定義

- ・「完全週休 2 日」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。（ただし、工事内容により「特定した 2 曜日」とすることができる。）
- ・「現場閉所」の定義は、「現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。」とする。
- ・対象外の期間は以下の（1）および（2）の期間をいう。1 週間は月曜日から日曜日までとする。
 - （1）次に該当する期間を含む週単位の期間とする。
 - ①契約日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等の開始されるまでの期間）
 - ②工期末から 20 日前または工事完了日、のうち早い日から工期末までの期間
 - ③工場製作のみの期間
 - ④工事全体を一時中止している期間
 - ⑤夏季休暇（3 日）、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間）
 - （2）以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間
 - ①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
 - ②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業

- ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業
- ④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休暇日に行う作業
- ・雨休日は、土日、祝祭日、年末年始(6日間)および夏季休暇(3日間)ならびに平日の天候(降雨、降雪等 雨量 10mm/日程度)による不稼動日とする。
- ・工事の完了日は、工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日をいう。

4. 実施方法

(1) 工事着手前

- ・受注者が、休暇日を明示した工事工程表を作成した上で、監督員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休暇日とする週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。
- ・工事工程表にあわせて、週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ・対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

(2) 工事実施期間中

- ・当該工事が「週休2日取組指定型工事」であることを示す看板（以下「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。
- ・週休2日の実施状況は、受発注者の両方で、工事日報等により月毎に確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則、5. 評価の対象期間から控除しない。
- ・監督職員は、必要に応じて実施状況を確認する。

(3) 工事完了時

- ・すべての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

5. 評価

- ・受注者は、任意様式より実施結果を監督職員に報告し、この報告に基づき、受発注者ともが確認の上、発注者が費用に関して決定する。
- ・工期延期等、工期に変更があった場合、対象は変更後の工期とする。

6. 費用（積算方法等）

週休2日の取得に要する費用は、次の（1）から（3）までによる。

(1) 補正係数

週休 2 日を実施する場合、以下に示す補正係数を、労務費、共通仮設費率、現場管理費率に乘じるものとする。

【完全週休 2 日適用工事】

・ 労務費	1. 02
・ 共通仮設費率	1. 02
・ 現場管理費率	1. 03

なお、土木工事標準単価については、別表-1「週休 2 日制工事における土木工事標準単価の補正係数」による補正単価を使用することとし、市場単価（土木コスト情報および土木施工単価を根拠とする施工単価）については、別表-2「週休 2 日制工事における市場単価方式の補正係数」による補正単価を使用することとする。

ただし、労務費分が明らかとなっていない見積による施工単価については、補正の対象としない。

また、以下について補正の対象としない。

- ・ 土木工事：工場製作工に該当する体系
- ・ 電気通信工事：工場製作工、機器単体費に該当する体系
- ・ 機械設備工事：労務費、工場製作工に該当する体系

(2) 補正方法

当初予定価格から完全週休 2 日達成を前提として補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日が未達成のものは、滋賀県建設工事請負契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

(3) 対象工事である旨等の明示

週休 2 日に取り組む場合は、特記仕様書に対象工事である旨を以下のとおり記載するものとする。

本工事は、発注者が完全週休 2 日に取り組むことを指定する発注者指定方式（完全週休 2 日）工事である。費用の計上に当たっては、「（土木工事版）週休 2 日取組指定型工事 実施要領」により行う。

完全週休 2 日実施に関する事項は、別添「（土木工事版）週休 2 日取組指定型工事实施要領」に基づき、実施すること。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

取組の結果、完全週休 2 日が未達成であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。

なお、提出された施工計画書が完全週休 2 日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に完全週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

7. 着手前の確認事項等

週休2日に取り組むに当たり以下の点の確認等を行い、受注者の責によらない理由で週休2日に取り組むことが不可能な場合は工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を変更する。

- ①受注者は、休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出する。
- ②「工事工程表」「工事施工体制」について、週休2日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。
- ③対象外となる作業が事前に確認できる場合は、事前に協議を行う。

8. 現場閉所の確認方法等

受注者は、毎月第一月曜日までの現場閉所日実績を打合せ簿により報告をする（別紙-1）
 発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された工程表や作業日報等既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。

(1) 工事実施期間中

①休暇日の確認

週休2日の実施状況は、受発注者の両者が、工事日報等により概ね1ヶ月単位(履行報告と同時期等)で確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。

②確認資料の作成

受注者は工事日報等へ平日に天候(降雨、降雪等)により休工とした日を明示し、必要に応じて工事箇所の降雨状況の写真を撮影する、発注時の雨休率算定に用いた地点における降雨量を記録するなど受注者の責によらず休工としたことが確認できる資料を作成する。

③天候による休工の確認

上記①の確認時に②の資料により監督職員は天候による休工が適当であったことを確認する。ただし、監督職員との協議により資料を作成する必要がない場合は、この限りでない。監督職員は前日から降雨が続くなど休工となることが明らかな場合は資料の作成を求めないものとし、資料は必要最低限する。また、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができる。

④対象期間における雨休日が発注時の明示以上あった場合

受発注者協議のうえ原則として、その差分について工期の延長を行う。ただし、工期に余裕があるなど工期の延長を行う必要がない場合は、この限りでない。

また、現場条件により工期の延長が困難なため、対象期間の休暇日に作業を行った場合、上記の差分を休暇日に振替えを行うことができる。

(2) 工事完了時

対象期間内全ての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

9. 不履行に対する措置

- ・施工計画書に記載した工事工程表等が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受

注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

10. その他

- ・この要領に定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。

11. 付則

- ・この要領は、令和 7 年 8 月 1 日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

別表-1 週休2日制工事における土木工事標準単価の補正係数

工種名	区分	補正係数
区画線工		1.02
高視認性区画線工		1.02
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02
鋼製排水溝設置工		1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02
機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02
フレア溶接工		1.02
H型ボラード設置工		1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02
	作業車	1.02

別表-2 週休2日制工事における市場単価方式の補正係数

工種名	区分	補正係数
鉄筋工		1.02
ガス圧接工		1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01
道路植栽工		1.02
公園植栽工		1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.00
グルーピング工		1.00
軟弱地盤処理工		1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

不当介入 [不当要求
業務妨害] 事案通報書

滋賀県
滋賀県

警察署長 様
様

(報告者)

		※	滋賀県	警察署
		取扱警察		課
請負者	所在地	(本社)	TEL()	—
			FAX()	—
		(現場事務所)	TEL()	—
			FAX()	—
	名 称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者等	(通報者 職氏名)	TEL()	—
(対応者)				
・所属会社名		TEL()	—	
・氏 名				
・役 職				
不当介入に係る 行為者	住 所	TEL()	—	
		FAX()	—	
	所 属			
	役 職			
	氏 名			
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	[元請・下請]			
	[下請の場合、現場事務所の所在地]		TEL()	—
		FAX()	—	
工事件名				
不当介入の内容 被害の状況				
警察への通報 状況	警察への通報 有 ・ 無			
	通報先警察署名 (滋賀県 警察署 課)			
	通 報 日 時 令和 年 月 日 時 分頃			

注)1 第一報はこの様式に必要事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール、FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。

2 上記表中の ※箇所は、警察署で記入するものとする。

3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。

4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(受注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。

不当介入 [不当要求
業務妨害] 事案通報書

~~滋賀県〇〇〇警察署長様~~
滋賀県〇〇森林整備事務所長様
(発注機関の執行所属の長あて)
どちらかを二本線で消して使用

(報告者)
〇〇〇〇株式会社
現場代理人等 〇〇 〇〇 (その現場での責任者)

※	滋賀県	警察署
取扱警察	(警察で記入する)	課

請負者	所在地	(本社) 大阪府大阪市〇〇区〇〇～	両方記入	TEL(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
		(現場事務所) 滋賀県〇〇市〇〇町～		FAX(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
	名 称	〇〇〇〇株式会社		
	代表者	(現場事務所の代表者) 現場代理人(等、その現場での責任者) 〇〇 〇〇		
	通報者等	(通報者 職氏名)	〇〇技術主任 〇〇 〇〇	TEL(〇〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇
		(対応者) ・所属会社名	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店	TEL(〇〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇
・氏 名		(契約上、現場代理人等である場合、肩書きも併記する) 監理技術者(現場代理人) 〇〇 〇〇		
・役 職		工事第一課長(会社での役職名とする)		
不当介入に係る 行為者	住 所	大阪府大阪市〇〇区〇〇～	TEL(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	
	所 属	具体の団体名		
	役 職	執行委員・事務局長等具体の役職		
	氏 名	〇〇 〇〇		
発生日時・ 場所	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時 〇〇分頃			
	[元請・下請] 〇〇組 現場事務所			
	[下請の場合、現場事務所の所在地] 滋賀県〇〇市〇〇丁目〇〇 TEL(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇 FAX(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇			
工事件名	令和〇〇年度 第〇〇〇号 〇〇……〇〇工事(または委託業務)			
不当介入の内容 被害の状況	何を言ってきたかを具体的に。			
警察への通報 状況	警察への通報 有 ・ 無			
	通報先警察署名 (滋賀県 〇〇〇 警察署 刑事二 課) 通 報 日 時 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時 〇〇分頃			

注)1 第一報はこの様式に必要な事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール、FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。
2 上記表中の ※箇所は、警察署で記入するものとする。
3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。
4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(受注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。

(代表電話番号)

工事現場を管轄する警察署 各署刑事(刑事第二)課の 担当課長あて通報
大津警察署刑事第二課 077-522-1234
草津警察署刑事第二課 077-563-0110
守山警察署刑事課 077-583-0110
甲賀警察署刑事課 0748-62-4155
近江八幡警察署刑事課 0748-32-0110
東近江警察署刑事第二課 0748-24-0110
彦根警察署刑事第二課 0749-27-0110
米原警察署刑事課 0749-52-0110
長浜警察署刑事課 0729-62-0110
木之本警察署刑事課 0749-82-3021
高島警察署刑事課 0740-22-0110
大津北警察署刑事課 077-573-1234